

宮城県公報

宮 城 県
行 政 部 門
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○形質変更時要届出区域の指定の解除	(環境対策課)	一
○宮城県介護研修センターの使用に係る使用料の徴収事務の委託	(長寿社会政策課)	三
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)	三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(同)	三
○農業改良資金に係る償還金の収納事務の委託	(農業振興課)	三
○沿岸漁業改善資金に係る償還金の収納事務の委託	(水産業振興課)	三
○指定施設の使用に係る使用料の徴収事務の委託(二件)	(水産業基盤整備課)	四
○林業・木材産業改善資金に係る償還金の徴収事務の委託	(林業振興課)	四
○保安林の指定の解除(三件)	(森林整備課)	四
○建設業の営業の停止	(事業管理課)	五
○道路と堤防との兼用工作物の管理の方法に係る協議の成立	(道路課)	五
○開発行為に関する工事の完了(三件)	(建築宅地課)	六

告 示

○宮城県告示第三百九号

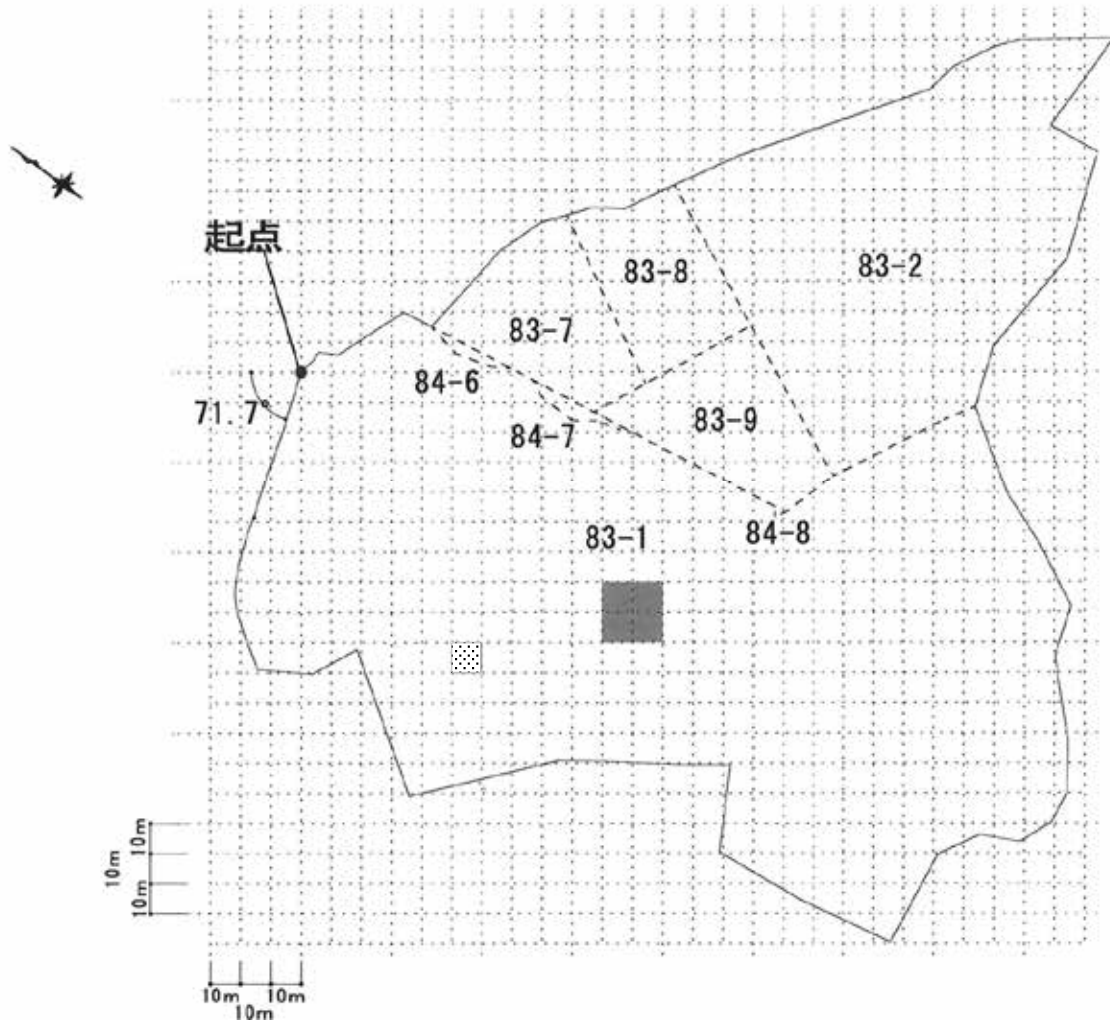
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により指定した形質変更時要届出区域の一部について、同条第二項の規定により次のとおり指定を解除する。

令和二年四月十日

一 指定を解除する形質変更時要届出区域

巨理郡山元町浅生原字下宮前八十三番一の一部とし、次の図のとおりとする。

宮城県知事 村 井 嘉 浩



< 起点 >

起点は対象地の北端とする。

< 格子の回転角度 > 71.7°

格子の回転角度は、起点を通る敷地境界線及びそれと直角に引いた線と並行して 10m 間隔で引いた線により形成される格子を起点として右回りに回転した角度を示す。

< 区域指定の面積 >

形質変更所要届出区域の面積：400 m²

指定を解除する区域の面積：100 m²

凡例

■ : 形質変更所要届出区域 □ (点線) : 指定を解除する区域

— : 敷地境界線

--- : 筆の境界線

二 形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

三 形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去

○宮城県告示第三百十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県介護研修センターの使用に係る使用料の徴収事務を令和二年三月三十一日次のとおり委託した。

令和二年四月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

二 委託期間

令和二年四月一日から令和六年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。

令和二年四月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四五二六三〇〇八〇	事業所の名称及び所在地	運動療育と体験学習「びーすの社」青葉台 宮城県利府町青葉台三丁目一八十二	指定障害児通所支援の種類	放課後等デイサービス	設置者名	株式会社S I Mコーポレーション	指定年月日	令和二年四月一日
-------	------------	-------------	---	--------------	------------	------	-------------------	-------	----------

○宮城県告示第三百十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条の三十第一項第一号の規定により告示する。

令和二年四月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四二〇八〇〇〇七〇	事業所の名称及び所在地	グループホームみなみ 角田市角田字南九十三番地一	指定障害福祉サービスの種類	共同生活援助	設置者名	一般社団法人共生型支援センター	指定年月日	令和二年四月一日
〇四二二六〇〇〇一六	まじか 富谷市ひより台一丁目八八	共同生活援助	合同会社おれんじの羽	令和二年四月一日					

○宮城県告示第三百十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和二年四月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一一五〇〇一三五	事業所の名称及び所在地	岩出山あつたか村ヘルパーステーション 大崎市岩出山字下川原町百番地八	廃止する指定障害福祉サービスの種類	居宅介護・重度訪問介護・同行支援	設置者名	社会福祉法人大崎市社会福祉協議会	廃止年月日	令和二年三月三十一日
-------	------------	-------------	---------------------------------------	-------------------	------------------	------	------------------	-------	------------

○宮城県告示第三百十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、農業改良資金に係る償還金の収納事務を令和二年三月二十七日次のとおり委託した。

令和二年四月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

柴田郡柴田町西船迫一丁目十番地の三

栗原市築館照越大ヶ原四十三番地の一

登米市迫町佐沼字中江三丁目九番地の一

二 委託期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百十五号

みやぎ仙南農業協同組合

みやぎ農業協同組合

みやぎ登米農業協同組合

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、沿岸漁業改善資金に係る償還金の収納事務を令和二年三月十八日次のとおり委託した。

令和二年四月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

石巻市開成一番二十七

宮城県漁業協同組合

二 委託期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、漁港管理条例（平成元年宮城県条例第二十一号）第十条の二第一項の規定により知事が指定した施設（以下「指定施設」という。）の内、雄勝漁港の指定施設及び磯崎漁港の指定施設の使用に係る使用料の徴収事務を令和二年三月二十七日次のとおり委託した。

令和二年四月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

石巻市開成一番二十七

宮城県漁業協同組合

二 委託期間

令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、漁港管理条例（平成元年宮城県条例第二十一号）第十条の二第一項の規定により知事が指定した施設（以下「指定施設」という。）の内、塩釜漁港の指定施設（釜の測泊地）の使用に係る使用料の徴収事務を令和二年三月二十七日次のとおり委託した。

令和二年四月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

塩竈市新浜町三丁目三十番十七号

塩釜市漁業協同組合

二 委託期間

令和二年四月一日から平成七年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、林業・木材産業改善資金に係る償還金の徴収事務を令和二年三月三十一日次のとおり委託した。

令和二年四月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉二丁目四番四十六号

仙台市青葉区東照宮一丁目八番八号

角田市梶賀字高畑北百五十三番地

柴田郡川崎町大字前川字北原二十一番地一

伊具郡丸森町字田町南一番地一

白石市福岡長袋字岩崎八十一番地の六

黒川郡大和町落合松坂字直南沢三十九番地二十三

仙台市泉区市名坂字万吉前十九番地の一

大崎市岩出山下野目字長田百二十九番地の一

栗原市栗駒桜田街道西十一番地九十六

登米市登米町大字日根牛小池百番地

登米市東和町米川字小田百十番地一

登米市津山町柳津字小麻七十八番地

気仙沼市本吉町坊の倉八番地一

気仙沼市赤岩牧沢四十四番地

本吉郡南三陸町志津川字天王山百三十八番地三

石巻市大瓜字棚橋下待井六十五番地の一

二 委託期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和二年四月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

気仙沼市大向九二の三

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第三百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和二年四月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町歌津字平棚三八の一、字石浜九六の六

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第三百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和二年四月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町志津川字清水浜六七の一、六七の四、七六、七七の四、七九の二、八〇の二、八一の二、八八、八九の一、九四の二、九四の四、九六の一、九六の三、九六の四

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第三百二十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

令和二年四月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分をした年月日

令和二年三月三十日

二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者

商号又は名称及び代表者の氏名

株式会社ユダテクニカ
三浦 智

主たる営業所の所在地

宮城県仙台市若林区伊在二丁目二十二番地十二

建設業許可番号
（宮城県知事許可）

般一二十八
第五千五百九十九号

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

電気工事業に関する営業のうち公共工事に係るもの

2 営業停止期間

令和二年四月十三日から令和二年四月二十七日までの十五日間

四 処分の原因となった事実

株式会社ユダテクニカは、平成二十五年一月に建設業に関する営業を行う営業所を仙台市泉区内から多賀城市内に変更し、仙台市の入札参加資格要件を満たさなくなったにもかかわらず、その後も仙台市の入札に参加し、これまでに八件の工事を受注していた。

このことは、法第二十八条第一項第二号に該当する。

○宮城県告示第三百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定に基づき、道路と堤防との兼用工作物の管理の方法に係る協議が次のとおり成立した。

その関係図面は、令和二年四月十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年四月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類及び路線名

一 一般国道 三四六号

二 河川の名称
一級河川鳴瀬川水系吉田川

三 兼用工作物の位置
大崎市鹿島台広長字内ノ浦一二四七番地先から大崎市鹿島台木間塚字西沢一五四番七地先まで

四 他の工作物の管理者の氏名及び住所
河川管理者 東北地方整備局長 佐藤 克英
宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号

五 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
(一) 道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む)、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。)以外の部分の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、
改築、維持又は修繕
(二) 路肩に接する法面等で、細目協定第三条に規定する部分以外の部分の維持
(三) もっぱら道路専用施設以外の部分に係る災害復旧
六 管理の期間
令和二年三月十九日から当該施設の存続する日まで

公 告

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
令和二年四月十日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
富谷市ひより台二丁目三十九番一の一部、三十九番六

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
愛知県名古屋市中区泉一丁目二十三番二十二号
トヨタホーム株式会社

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
令和二年四月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
宮城県利府町加瀬字十三塚十八番三、十八番四、十八番八、十八番九、十九番十四、二十四番一、二十五番二、二十六番四
気仙沼市南町三丁目一番二十二号
有限会社小野一商店

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
宮城県知事 村 井 嘉 浩
宮城県利府町森郷字石田二十五番三、二十六番一
東松島市新東名一丁目十八番地三
一般社団法人 福祉の里

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
令和二年四月十日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
東松島市新東名一丁目十八番地三
一般社団法人 福祉の里